

ケイマン諸島会社の設立に必要な書類

本見積書で紹介されるケイマン諸島会社とは、ケイマン諸島会社法(改正)(Cayman Islands Companies Law (Revised))に基づき設立された免税株式会社、及びケイマン諸島パートナーシップ法(改正)(Cayman Islands Partnership Law (Revised))に基づき設立されたパートナーシップを指します。

1. 自然人

個人として取締役、株主又はパートナーとなるクライアント様は、会社又はパートナーシップを設立するために、以下の書類を提出する必要があります。

- (1) 全員のパスポートの認証済写し(所有者の写真及び個人情報が記載されているページ)
- (2) 全員の住所証明書類(有効な住所証明書類は公共料金領収書又は銀行取引明細書であり、書類に所有者の氏名、住所の詳細、発行の日、発行機関の名称等が記載される必要がある)

2. 法人

取締役、株主又はパートナーは会社の場合、以下の会社書類を提供する必要があります。

- (1) 会社設立証明書(Certificate of Incorporation)
- (2) 取締役の在職証明書(Certificate of Incumbency)又は存続証明書(Certificate of Good Standing)
- (3) 会社の定款
- (4) 最新の取締役名簿と株主名簿
- (5) その会社の全ての取締役、株主、10%の持分を所有している実質的支配者の身分証明書類と住所証明書類
- (6) その会社にケイマン諸島会社又はパートナーシップを設立する権利を付与する授權書

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6, Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

3. 支払条件

取締役、株主又はパートナーはパートナーシップの場合、以下の書類を提供する必要があります。

- (1) パートナーシップ契約書の写し
- (2) そのパートナーシップの全てのパートナー及び所有者の身分証明書類と住所証明書類
- (3) そのパートナーシップにケイマン諸島会社又はパートナーシップを設立する権利を付与する授權書

4. その他の必要な書類

- (1) 登録資本金(特に説明しない限り、当事務所は登録資本金を 50,000 米ドルを設定する)、及び各株主が保有する株式数や持分構成(複数の株主の場合)
- (2) (ケイマン諸島会社を設立する場合)全ての取締役及び会社の 10%の持分を所有する株主がその氏名及び住所を認証するための 2 年以上お互いを知っている専門家又は銀行が発行した推薦状(Reference Letter)
- (3) (ケイマン諸島パートナーシップを設立する場合)全ての会社の 10%の持分を所有するパートナーがその氏名及び住所を認証するための 2 年以上お互いを知っている専門家又は銀行が発行した推薦状(Reference Letter)
- (4) 会社及びパートナーシップの趣旨、運営計画、資金源の詳細を詳しく了解するための記入済み「デューデリジェンス」と「オフショア会社設立フォーム」
- (5) 会社の取締役による署名・認証済の現時点での実質的支配者の身分が記載されている組織構造図

5. 重要な注意事項

- (1) クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。
- (2) 書類は英語で表記されていない場合、認証済の英語訳本が必要です。
- (3) 公証人は、公認会計士、弁護士、監理の対象となる信託又は金融機関の取締役又はマネージャー、国際公証人、司法官等の適切な公証人であることができます。クライアント様は当事務所の認証サービスが必要である場合、当事務所のスタッフとビデオ認証を行い、又は啓源のいずれかの事務所に出向き認証を行うことができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

会社設立登記
 リース協力
 銀行口座の開設
 合併・買収
 維持変更
 登記抹消と清算

会計・監査

財務コンサルティング
 デューデリジェンス
 会計記帳
 法定監査
 特別監査

税務

税務コンサルティング
 税務計画
 税務申告
 税務審査
 移転価格税制

知的財産権

商標の登録
 商標権の侵害
 商標の監視
 外観設計登録
 専利登録

人事

求人
 労務派遣
 給与の計算と支払
 人事管理
 法務のコンサルティング

ビザ

就労ビザ
 ビジネスビザ
 アントレ・パス (EntrePass)
 投資移民
 技術移民

お問い合わせ

深セン

中国深セン市羅湖区
 深南東路5002号
 地王商業センター12階1203-06室
 T: +86 755 8268 4480

北京

中国北京市東城区
 灯市口大街33号
 國中商業ビル3階303室
 T: +86 10 6210 1890

シンガポール

セシルストリート138号セシル
 コート13階132室
 郵便番号: 069538
 T: +65 6438 0116

ロンドン

3階219室, One Elnfield Park
 プロムリー, グレーター
 ー・ロンドン, BR1 1LU
 イギリス, 郵便番号: BR1 1LU
 T: +44 20 8176 3860

上海

中国上海市徐匯区
 斜土路2899甲号
 光啓文化広場B号棟6階603室
 T: +86 21 6439 4114

台北

台湾台北市大安区
 忠孝東路四段142号
 3樓之3郵便番号: 10688
 T: +886 2 2711 1324

ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
 キャナルストリート202号3階303室
 郵便番号: 10013
 T: +1 646 850 5888



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
 T: +852 2341 1444 E: info@kaizencpa.com